事務センターだより

第 11 号　R5.2.27
文責：庶務グループ　歌野　中山

今年度の決算について

『請求書が手元にある方はいませんか・・・？』

今年度の請求書については３月中に支払いまでの手続きを行います。そのため、公費に係る消耗品等の請求書は３月 15 日（水）までに必ず事務職員までご提出ください。

『昇給昇格通知書はお手元に届きましたか？』

１月１日昇給昇格に伴い、給料号給が上がっています。
１月給与に反映されていない差額分が、２月給与に加算されていますので、給与明細でご確認をお願いします。

『給与基本台帳、扶養親族台帳の確認をお願いします。』

今月は給与明細の他に、給与基本台帳と扶養親族台帳が配られているかと思います。給与情報と扶養親族情報を先生方本人と事務職員で相互に確認することで、正しい手当額を受給しましょう。
諸手当については、引っ越しやお子さんの就職、年の途中の扶養親族の収入増等は事務職員では把握ができません。各項目ひとつひとつ、しっかりと確認をお願いします。確認方法がわからない時は、事務職員までお尋ねください。

確定申告

期間：令和５年２月 16 日～令和５年３月 15 日

令和４年１月１日～12 月 31 日までに以下のケースの方
〇不動産収入や配当収入、年金収入など副収入がある場合で、
　その副収入に対する所得が 20 万円を超える方
〇住宅ローンを組んで、自宅の新築または増改築を行った方（初年のみ）
〇年間の医療費が 10 万円を超えている方
　※予防のための治療費　→　控除対象外
　☆本人あるいは生計を一にする家族の医療費も合算可能です。

対象となる医療費控除
- 病院、歯科の治療費、薬代
- 薬局で買った市販の風邪薬
- 入院費用
- 子どもの歯科矯正
- 病院までの交通費
- 介護保険使用時の介護費用

〈参考例〉
病院窓口で支払った年間医療費　50 万円（A）
共済組合から後日補填された額（高額医療費）　30 万円（B）
個人で加入している生命保険会社からの支払金　５万円（C）
医療費（A）－ 高額医療費（B）－ 保険支払金（C）
＝ 医療費控除対象額（D）15 万円
（（D）－ 10 万円（定額））× 20%（所得に応じる）
＝ １万円（還付金額）

つぶやき

**年度末に差し掛かり、様々な業務が次々とやってくる頃ではないでしょうか…？
やり忘れを防止するため、To Do リスト等で「見える化」することをおすすめします！**